

## 黒田の人々はなぜ山国隊に参加しなかったのか

吉岡 拓

### はじめに

慶応四年（一八六八）正月、丹波国桑田郡山国郷（現京都市右京区京北地域）の住民八〇余名が、戊辰戦争を戦う官軍側に加わることを目指して出陣した。その一部は、今日、「山国隊」という名称で全国的にも知られるようになっていく。

山国農兵隊に参加したのは、山国郷の中で「本郷」などとも称される八か村（下、鳥居、塔、辻、比賀江、中江、大野、井戸）の住民、この八か村からはしばしば「枝郷」と呼ばれた村々の一つである小塩村、それに山国郷の隣の弓削郷の弓削村に居住していた若干名であった。<sup>①</sup>

山国郷には、右に示した村々以外に、上黒田・宮・下黒田という三か村が存在した（三か村をまとめて「黒田村」と呼称する場合もあった）。この三か村は、先述の小塩村と同様、山国八か村の側からはし

ばしば「枝郷」と呼ばれた。同じ郷に属するとはいえ、黒田は山国からは山を隔ててかなりの距離があり、小塩村とも離れていた。その一方で、黒田三か村と小塩村、それに山国八か村のうち鳥居・塔・井戸の三か村は、宝永期に禁裏御料に編入され、「禁裏御料七ヶ村」として協同することも多かった。

先に述べた参加者の出身村からもあきらかなように、黒田三か村から農兵隊に参加した者は皆無であった。これは、三か村とつながりの強かった他の禁裏御料村落が、いずれも参加者を出している事実を踏まえると、非常に不思議なことのように思える。先行研究ではこの点について、おそらくは後掲する【史料一】の内容を踏まえて、「黒田郷士は協議の結果、独自の奉公を企てたので、山国隊への参加は謝絶した」（水口民次郎<sup>②</sup>）、「黒田三か村は出征を拒絶した」（仲村研<sup>③</sup>）というような説明を加えてきた。しかし、当時確認されていた関係史料の少なさを研究状況から、不参加の背景について踏み込んだ検討はなされなかった。

本稿は、山国荘調査団による二五年の調査成果を踏まえながら、右の問題について現状であきらかにし得た論点を示すことを主要な課題とするものである。

### 一、黒田三か村名主の維新政府御用歎願

本章では、黒田三か村による維新政府への御用歎願活動の顛末を確認しながら、その活動の性格、ならびに山国地域の動向との関連について検討していきたい。

#### (1) 黒田村三か村名主による御用歎願の開始

慶応四年二月二四日、黒田三か村から次のような歎願書が弁事役所(総裁局(閏四月より行政局)の庶務を担当した弁事が詰めた役所)へ提出された。<sup>4)</sup>

#### 【史料一】

乍恐奉願上候口上書

一、丹州桑田郡山国之庄七ヶ村之儀者、従往古

禁裏様御料御座候処、此度御変革御一新之折柄、右七ヶ村之

内、鳥居村・塔ノ村・井戸村・小塩村四ヶ村者、因州之藩士

二付属仕、勤

王罷在候二付、私共三ヶ村之者共江も付属之儀相進メ候得共、

右七ヶ村者従古来別紙(不明・吉岡注)之通年々御用相勤来

り候二付、自然御用向差支之程も難斗奉恐入、就中私共三ヶ村之儀者、至而難渋之小村二而、御軍役等二罷出候力も無御座候間、付属之儀者相断申候得共、近々

御親征之御沙汰も被為在候様奉伝承候二付、何卒私共相応之御用等相勤申度奉願上候間、格別之御憐察を以、宜敷御許容被為仰付被下候ハ、一同難有仕合ニ奉存候、以上

慶応四年辰

二月廿四日

丹州桑田郡下黒田村

大江(略)

井本(略)

大江(略)

大東(略)

和田(略)

大江(略)

中里(略)

中里(略)

黒田宮村

菅河(略)

西(略)

菅河(略)

内田(略)

西(略)

吉田(略)

前田(略)  
菅河(略)  
上黒田村

吹上(略)  
同苗(略)  
畠(略)  
同苗(略)  
坂上谷(略)  
坂上谷(略)  
同苗(略)  
同苗(略)  
津原(略)

弁事  
御役所

歎願書の冒頭から中盤で述べられているのは、山国農兵隊に黒田三か村の住民達が参加しなかった理由である。それによれば、黒田三か村は、近世期に禁裏御料七か村というつながりを持っていた縁から、農兵隊への参加を勧誘されたものの、禁裏への御用に支障が出ることに、村の困窮を理由に断ったのだという。

にもかかわらず、歎願の後半では、「御親征之御沙汰」があったとの噂を伝え聞いたことを理由に、「私共相応之御用」を務めたい旨が述べられている。この急な話の展開の背景については次章で検討する

として、さしあたり注目しておきたいのは、歎願書に名を連ねた三か村計二五名の者達の出自である。

実は、この二五名は、「名主」(みょうしゅ)と呼ばれる、朝廷への謁献上を役として担う身分を京都代官から公認された家々の者達であった<sup>⑤</sup>。つまり、この歎願は、黒田三か村としてではなく、そこに居住する名主という身分集団が、新政府に対し「相応之御用」を与えてくれるようお願いしたものである。

この歎願書の提出よりも一週間前の二月十八日、下黒田村の名主の間で次のような文書が作成されていた<sup>⑥</sup>。

【史料二】

名主  
大江(略)  
井本(略)  
大東(略)  
和田(略)  
大江(略)  
大江(略)  
井本(略)  
由留<sup>甲中</sup>(略)  
大東(略)  
井本(略)  
由留<sup>井原</sup>(略)

右者、二月十八日夜、庄屋弥三郎宅におゐて、名主中

相談之上、弥々

禁裏

有栖川宮様江願出申役定ニ相定申もの也

計十一名の名主が十八日夜に会合し、朝廷・有栖川宮へ願い出を行うことを決定したという。気になるのは、この十一名中の三名が【史料一】には名を連ねていないことであるが、後掲の【史料六】では「黒田三ヶ村名主惣中」として文書を作成しているので、【史料一】の記載は各村名主の代表者ということなのであろう。宮村・上黒田村ではいまのところ【史料二】のような文書の内容は確認できていないが、おそらくはこの下黒田村と同様、名主同士で会合の上、方針を決定したものである。

## (2) 歎願の顛末

四月に入ると、三ヶ村名主は再願書を作成している。<sup>⑦</sup>

## 【史料三】

乍恐奉願上候口上書

一、先達而奉願上候通、私共三ヶ村之儀者、従往古

禁裏御領ニ而名主之者共、先々々二字姓帯刀被為 仰付、年々

献上・御礼式等相勤来候儀ニ付、今般

御新 御改革之折柄、殊ニ当度者

御親征 行幸茂被為在候御儀、乍恐不容易御用多端之御時節与

奉存候得者、何卒身分相当之御用向も被為在候ハ、御奉公

相勤申度、猶又奉願上候間、格別之御憐察を以、私共慮応之

動向被為 仰付被下置候ハ、一同難有仕合可奉存候、以上

慶——四月

三ヶ村名主

連名印

御弁事

御役所

傍線中で、近世期の名主が「先々々二字姓帯刀」⇨苗字帯刀していることを強調し、その文脈の中で「身分相当之御用向」の拝命を望んでいるところに注目したい。ここでは、あたかも日常的に苗字帯刀を行っていたかのように述べられているが、実際のところ、名主が苗字帯刀を許されていたのは神事の際だけであった(いわゆる非常帯刀<sup>⑧</sup>)。彼らは、そうした苗字帯刀の実態については触れずに「身分相当之御用向」を願っているのである。すなわち、黒田三ヶ村名主が一連の歎願で目指していたのは、戊辰戦争という混乱の中で、自分達の村の領主であった天皇・朝廷に出仕することで、身分上昇⇨士分化を遂げようとするものであったと理解できよう。

この二度にわたる歎願の結果はどうであったのか。次の史料から伺ってみよう。<sup>⑨</sup>

## 【史料四】

乍恐口上書

一、私共三ヶ村名主共由緒書上、①農民相応之御用被 仰付被下  
度段、先達而当

御役所江御届申上、弁事

御役所江願出候処、②当月十日三ヶ村名主惣代上黒田村津原

(略) 名宛之御差紙到来仕候二付、則罷出候処、願之通御聞届

被成、御用有之候節者可被 仰付候得共、差向御用無之候間、

婦村可仕旨被 仰渡候二付、乍恐此段御届奉申上候、③依之向

後宗門帳二名主共苗字書入差上候様仕度、乍恐此義も御断奉申

上候、以上

上黒田村

黒田宮村

慶応四辰年四月十五日

下黒田村

名主連印

千本

御役所<sup>⑩</sup>

まず注目したいのは、傍線部①にあるように、この文書の中では弁  
事役所への歎願の趣旨が、「農民相応之御用」を求めたことにある、  
とされている点である。しかし、既に確認したように、【史料三】で  
は「二字姓帯刀」であったと強調した上で「身分相当之御用向」を求  
めていたわけであるから、「農民相応之御用」を求めた、という主張は、  
あきらかにおかしい。

この変説の理由は、【史料四】の文書全体の趣旨が、今後は宗門帳

に苗字の書き入れを認めて欲しい(傍線部③)、という点であること  
を踏まえると理解しやすい。名主達は、歎願自体は聞き届けられたも  
のの、さしあたり御用はないということ、帰郷を命じられていた(傍  
線部②)。となると、彼らは士分化できていないため、人別は引き統  
き平百姓達と一緒に管理されることとなる。それに不満を持ったがゆ  
えに、同じ宗門帳の中でも名主と平百姓との区別がなされるよう、苗  
字の書き入れを求めたのである。

しかし、実際に御用が与えられたわけでもないのに、なぜ宗門帳へ  
の苗字書き入れが可能になった、と名主達は考えたのか。それは、次  
のような理由からであった。<sup>⑪</sup>

#### 【史料五】

(前略) 然者毎々恐入候儀御座候得共、兼而御承知被下候通り、名  
主家銘々弁事御役所江も二字姓之儀書上候上者、当春より支配小堀  
役所江相納候宗門人別帳二も相名乗申度、一統所存二御座候、然ル  
処、是迄者平名前二て差出候故、若自然名字等書上候時者、彼是有  
之候而者甚不都合二御座候間、前以取調置、上納之節差支無之様仕  
置度旨、就而者此儀生駒・嶋岡御両家江耽卜御談申上、如何いたし  
可然哉、御差図を蒙、其上取計申度(以下略)

これによれば、名主達が考える、宗門帳への苗字書き入れが妥当で  
あることの根拠は、弁事役所に提出した歎願書(【史料一】)【史料三】  
にある。苗字を記した歎願書が弁事役所に聞き届けられたということ

は、苗字の公称を認められたことにほかならない、という論理である。何とも強引な論理であり、そして、名主達もまたその強引さを自覚していたからこそ、小堀配下の役人と思われる「生駒」「嶋岡」への周旋を、この書状の送り先の人物に求めたのであろう（なお、本書状は控であり、宛先は記されていない）。【史料四】提出からひと月が経った閏四月、宗門帳への苗字記載を再度願う文書が作成されている<sup>12)</sup>。このことから、名主達が平百姓との差異化を図ることにどれだけ執着していたかがわかる。

では、肝心の御用については、どのような認識を持っていたのであろうか。弁事役所より歎願書が「聞届」となったのち、黒田三か村名主達は次のような文書を作成し、御用に備えている。<sup>13)</sup>

【史料六】

掟

- 一、今般 王政御復古、百事御一新之折柄、当三ヶ村従往古之由緒柄 大政官弁事御役所江奉願上候処、無滞御聞濟ニ相成、勤王仕候上者、急度定法を相守り、諸事謹慎ニ御奉公可申事
- 一、何事ニよらす上京勤役之節、公名を相仮り、不法之働ヲ致し、不受他之嘲を様、常々相謹、專一二忠勤可申事
- 一、惣而不案内之御用被 仰付候節者、幾度も承り糺シ役儀ニ付、手落無之様可致事
- 一、公用勤向入用之武器、或者着用もの等華美を相好、外見を飭り、実儀を相失、無用之費無之様可致事

一、公用にて出仕候節、農業等相互ニ扶ケ、合耕作不忘様第一之事

一、公役之儀者永々之勤向ニ候間、諸事省略質素ニいたし、永続之儀可為專要事

一、己之分限を不顧、猥ニ他人を相侮り、喧嘩口論を相好、及混雑候儀不可有之、自然禍端を引キ出シ、名主家之名残ニ不相成様可相慎、若相背キ候節者弁事御役所江御届申上、名主之名目相削り可申事

右之條々、名主銘々示シ合、規約相定置候上者、急度相守り、永々遺失有之間敷もの也

慶応四年

黒田三ヶ村

辰四月日

名主惣中

御用への精勤と質素儉約に努めるべきことが、繰り返し述べられている。第四条中に「公用勤向入用之武器」とあるように、名主達が望んでいたのは、やはり士分として出仕することであった。第七条中に見られるような名主としての身分意識が、同じ村・地域社会に住む平百姓達と自己との差異化・差別化を次第に希求させるようになり、その思いが戊辰戦争という混乱の中で士分化願望として表出するに至ったのである。

以上、慶応四年二月から閏四月にかけての黒田三か村名主達の活動について見てきた。名主達の歎願は実を結んだかに見えたが、結局、

新政府が名主達に対して新たな御用を課すことはなかった。

しかし、ではそもそもなぜ黒田三か村名主は、山国農兵隊には参加しなかったのでしょうか。三か村名主の目標が士分化ということであれば、それは井戸村の平百姓などが山国陵の守戸（士分）に就任したことへの対抗として、戊辰戦争に参戦することで朝廷への出仕を果たそうとした農兵隊の参加者達の思惑とも重なり合うものである。彼らが農兵隊とは別個に行動を起こしたのには、何らかの理由があったに違いない。次章で検討していこう。

## 二、なぜ黒田三か村の名主達は山国農兵隊に参加しなかったのか

### (1) 慶応四年二月二四日付歎願書提出の背景

前章での検討の中で、黒田三か村名主による弁事役所への歎願の嚆矢が二月二四日付の歎願書（史料二）であることを確認した。その歎願書提出の背景には、何があったのであろうか。次の史料から見ていきたい。

### 【史料七】

定

一、今般大乱ニ付、御所様ニ茂御心配被遊、名々共御加勢茂可致  
 筈之処、何分百姓之事故、何之力ニも難及、歎敷有之候間、乍  
 恐為御冥加金三拾両斗奉御献上候、御収納御請被下候得者難有

仕合奉存候、且又①下八ヶ村之儀者、夫々御人足ニ茂被差出候儀も彦六殿承り、色々心配いたし候処、②黒田村之儀直又相談候処、宮村・下黒田之儀者続間有之趣被仰候間、其儀ニ付、  
 ③村中一統相談仕候得共、下式ヶ村之処難斗、仍之御断可申様、何分御支配所江御尋之上可相定、下向之振合トハ格別相違ニ御座候得共、困窮之村方故、向後善悪難斗、為其村中連印仍而如件

慶応四年辰二月日

藤左衛門（印）

伊右衛門（印）

善助（印）

文右衛門（印）

（以下五十七名省略）

まず注目したいのは、傍線部①「下八ヶ村之儀者、夫々御人足ニ茂被差出候儀も彦六殿承り」である。「彦六殿」とは、辻彦六という鳥居村在住の名主家の者である。彦六の息子二人は山国農兵隊に参加しており、また彦六自身は山国郷に留まりながら、農兵隊出征部隊（山国隊）の事実上のリーダーであった藤野斎と頻繁に連絡を取り、隊の出征資金確保に奔走していた。つまり、辻彦六は、農兵隊の活動を地域で支えていた人物だったのであるが、その彦六が農兵隊出征の話黒田三か村に伝えてきた人物としてこの【史料七】の中に出てくることは、誠に興味深い。既に本稿では、前章で引用した【史料一】の中

に、黒田三か村住民が山国禁裏御料三か村から農兵隊参加の勧誘を受けていた、との記載があったことを確認している。その点に、この【史料七】の記載を合わせて考えると、三か村住民が農兵隊参加の勧誘を受けていたのは事実であり、そしてその勧誘を行ったのは辻彦六であつたと判断してよいであろう。

次に、傍線部②「黒田村之儀直又相談候処、宮村・下黒田之儀者続間有之趣被仰候間」である。「黒田村」とはどの村を指しているのか、この記載だけでは判然としないが、そのすぐ下に「宮村」「下黒田」の対応が出てくるので、黒田三か村のことを指しているものだと考えられる。となると、この部分は、黒田三か村で山国農兵隊への参加の是非について話し合った、ということになるであろう。

「宮村・下黒田之儀者続間有之趣被仰候間」は、どのように解すべきか。「続間」の意味が判然としないが、これが「続き合い」＝続く、のような意味だとすると、さしあたり二通りの解釈が思い浮かぶ。一つは、傍線部①にある「下八ヶ村」に続く、つまり、農兵隊への参加を決めた、という解釈である。もう一つは、傍線部③に、宮村・下黒田村の意見を踏まえて上黒田村が「村中一統」で相談した、と書かれている点を重視して、上黒田村に続く上黒田村の判断に従う、と解釈することである。議論をさらに詰めるだけの材料を現状では有していないので、ここではいずれの解釈が妥当であるかの判断は保留したい。

最後に、傍線部③「村中一統相談仕候得共、下式ヶ村之処難斗、仍之御断可申様」である。「下式ヶ村」は、宮村・下黒田村のことと見

て差し支えないだろう。では、宮村・下黒田村の何が「難斗」のか。すぐ前の「宮村・下黒田之儀者続間有之趣被仰候間」に関わるころなので、その部分の解釈を保留した以上、ここについても断定は避けなければならぬが、宮村・下黒田村が下した判断の真意が理解できない、という意味でとりあえずは理解しておきたい。

それはともかく、傍線部③で何よりも注目されるのは、冒頭の「村中一統相談仕」である。「村中一統」、つまり、上黒田村では、山国農兵隊に参加するかどうかの判断を住民全体（もちろん、各戸の代表者全員という意味で）で話し合い、その結果「御断可申様」という結論を出したのである。この史料に署名・捺印している計六一名という数字が、明治十三年（一八八〇）の上黒田村の戸数六六と近似していることは、「村中一統」が住民全体を指していることを傍証するものであろう。

こうして、上黒田村は山国農兵隊には参加しないこととなった。いうまでもなく、この史料は上黒田村の不参加決定の経緯を示したものにすぎず、なぜ宮村・下黒田村も不参加となったのか、までを示すものではない。しかし、先に解釈を保留した部分の記載で、少なくとも両村は上黒田村よりも先に一定の方針を示していたのだけはあきらかであるから、この上黒田村の決定が、両村が最終的に不参加の決断を下す上で重大な影響を与えたことは間違いないであろう。

以上のように、上黒田村では山国農兵隊参加の是非を、村内の住民全体で協議して決定した。この点を踏まえると、前章で検討した黒田



三か村名主による歎願が、なぜ名主という単位で行われたのかも理解しやすい。三か村としての農兵隊参加は見合わせることもあったが、それは名主という身分集団が独自に行動を取ることまでを規制するものではない。先にも触れた通り、山国八か村の名主が農兵隊を結成したのは、戊辰戦争に参戦することで朝廷への仕官を果たそうとしたためであった。黒田三か村の名主達からすれば、山国八か村の名主達がかかる目的から農兵隊を結成し出陣した以上、自分達も何かをしなれば、出征した名主達との間に格差（身分差）が生じてしまう、との懸念があったことであろう。その状況を打開するために、三か村名主もまた朝廷への出仕を求めた歎願を行ったのである。

ところで、そもそもなぜ上黒田村では、農兵隊参加の是非を住民全体での合議で決定したのであろうか。山国八か村では農兵隊結成を名主同士で集会し決定しており、平百姓から意見を聞いた形跡はない<sup>17</sup>。このことは、山国八か村と黒田三か村とは、名主と平百姓の関係性が異なっていたことを示しているものと思われる。次節で検討してきたい。

## (2) 黒田と山国、異なる身分構造

### (2) — 1 蘭部寿樹氏の黒田・山国地域の宮座分析

黒田と山国の身分構造の違いを考える上で重要な示唆を与えてくれるのが、蘭部寿樹氏による、上黒田春日神社・宮春日神社と山国神社の宮座に関する研究である。

蘭部氏によれば、上黒田村にある上黒田春日神社、そして宮村にあ

る宮春日神社（下黒田村の鎮守でもある）の宮座は、臈次成功制宮座と呼ばれるものであった<sup>18</sup>。「臈次」（ろうじ）とは集団加入の年齢を示す言葉であり、この臈次成功制宮座では、宮座に加入した時期が、座の上下を定める重要な要素となる。「直物」と呼ばれる負担さえ担えば、宮座に加入した時期に応じて宮座内での上昇を果たせるのが臈次成功制宮座の特徴である。

一方、山国八か村のうちの鳥居村内に所在する山国神社の宮座は、名主座と呼ばれるものであった。名主座とは、蘭部氏の言葉を借りれば「名または名主を基礎単位として頭役を営み、複数の名または名主から構成され、臈次階梯的な要素が希薄な宮座<sup>19</sup>」であり、名・名主とは「村落内身分の一種<sup>20</sup>」であるという。つまり、この名主座型の宮座は、宮座内での座の上下が、臈次成功制宮座のそれと較べ固定的であるのが特徴である。

宮座の性格は、その宮座が存在している村・地域社会の身分関係を大きく規定するから、臈次成功制宮座の村落は、名主座の村落に較べ相対的にフラットな身分構造となっていた、と見なして良いであろう。そして、この点を踏まえれば、なぜ山国八か村では農兵隊の結成を名主同士の集会によって決定し、なぜ上黒田村ではその農兵隊への参加の是非を住民全体での会合により定めたのか、という前節で生じた疑問にも、一定の説明が可能となるのではないだろうか。

### (2) — 2 名主身分の誕生と黒田三か村

とはいえ、右の説明でも解決できていない問題はある。それは、黒田と山国の身分構造に違いがあるのであれば、なぜこの両地域に名主

という身分の者が共通して存在しているのか、という問題である。次に、この点について検討しよう。

実は、黒田三か村には、寛政期まで名主と呼ばれる人々は存在していなかった。紙幅の関係で詳しく論じることができないが、行論に必要な点のみ触れておきたい。

寛政四年（一七九二）、朝廷への鮎献上をめぐり、山国八か村名主と鳥居村の平百姓の間で争論が起こった。当時、鮎献上は禁裏御料七か村それぞれが村請として行っていたところ、八か村名主が献上は名主固有の特権であるとして京都代官に訴え出たのである。双方の主張を聞いたのち、京都代官所が出した結論は、名主側の主張を認める、というものであった。しかし、その際に京都代官所が名主身分として認めたのは「七ヶ村網株仲ヶ間之者共」<sup>(21)</sup>、つまり、山国八か村の名主ではなく、山国三か村と黒田三か村、小塩村からなる禁裏御料七か村の網人達であった。こうして、この寛政期の争論を境に、黒田三か村と小塩村の網人の一部が名主身分の者として京都代官所に把握されることとなったのである。<sup>(22)</sup>

以上のように、黒田三か村の名主身分は、中世期以来の村落内身分の残存ではなく、政治権力による（意図せぬ形で）身分公認の結果であった。それゆえであろう、新たな身分の登場は、直ちにその村・地域社会内部の実態としての身分関係を変容させるものではなかった。次の史料は、名主身分誕生後、宮村内での網株の取り扱いについて定めたものである。<sup>(23)</sup>

## 【史料八】

取替一札

一、去ル子年、鳥居村万蔵殿出入之儀ニ付、郷中一統網株相改御座候処、宮村之儀ハ去ル子年〆当卯年迄何之沙汰も不致罷在候処、此度役中相談之上、名前へ七人之処、網株ニ付三人組合<sup>(24)</sup>割賦、入用之儀者村方役中間同様ニ相懸リ、役儀相勤可申定、若他村ニ而察当請ヶ候ハ、右七束之名前ニ而網取扱イ可申候、但シ組合之内他村江参り候節、万一察当有之候得ハ、名前之内ニ而相談致、埒明ヶ相渡シ可申候事

（以下略）

最初の傍線部において、網株一つを三人で分掌することが示されている。宮村は七名の者が名主身分となっていたから、これにより計二一名の者が網株を分け持つこととなったのである。

とはいえ、このような独自の対応を、外部に露見させるわけにはいかない。そこで宮村の住民達は、後半の傍線部にあるように、他村から調べがあった際は「七束之名前ニ而網取扱イ可申」、つまり名主身分である七名の者だけを網株を持つ者として対応するよう、あらかじめ申し合わせておいたのである。

外見上は、京都代官所が規定した通り名主身分＝網株を持つ者として装いながら、村の内部ではその網株を分掌し鮎漁の権利を共有する——このような方法を取ることで、宮村では既存の村落内秩序の温存を図った。別の史料には、小塩村でも網株の分掌が行われていた旨が

記されている。<sup>24)</sup> 上黒田村・下黒田村の状況については現状では不明であるが、おそらくは宮村や小塩村と同様の処置がとられていたのではないだろうか。

### おわりにかえて

以上、黒田三か村名主が山国農兵隊に参加せず独自の行動を取った理由について、その背景にある黒田と山国の身分構造の違いも踏まえながら考えてきた。①三か村の名主身分の者が独自に歎願活動を展開したのは、住民全体での会合で農兵隊には参加しないことが決定したためであること、②農兵隊参加の是非が村全体で話し合われたのは、黒田地域が山国地域と比べ相対的にフラットな身分構造にあったためであること、以上二点が、「はじめに」で立てた課題に対する回答である。最後に、なぜフラットな身分構造の中にあつた黒田三か村名主達が、この慶応四年という時期に独自の行動を取るに至ったのか、この点についての筆者の見解を示しつつ、当該時期における社会と身分の問題について一言しておきたい。

既に本論中でも述べたように、黒田三か村の名主とは、寛政期に誕生した新たな身分集団であり、その身分集団の誕生によって、既存の村落内身分が直ちに变化するわけではなかった。しかし、村落内にあつては名目上の身分にすぎないものであつても、天皇・朝廷や京都代官所との交渉の場、あるいは山国地域の名主達との交流・協同の場においては、彼らは平百姓とは異なる身分的存在として立ち振る舞う

こととなる。そのような状況は、寛政期に思いがけず名主身分となつた者達（およびその子孫達）に、「名主」としての身分意識を否認なく持たせることとなつたに違いない。慶応四年二月の三か村名主による歎願とは、そのような身分意識が、戊辰戦争という騒動を契機に発露したものと捉えられよう。

かつて小泉雅弘氏は、地域社会における戊辰戦争の意義を「地域社会環境やその矛盾を止揚する「場」であり、また、幕末期に萌芽した〈政治参加〉概念を体現する「場」だった<sup>25)</sup>」と評価したが、その地域社会内の矛盾や〈政治参加〉概念とは、多くの場合、身分上昇という願望を伴って表出する。御用<sup>26)</sup>役を務めることを条件に身分上昇を果たそうとする動きは、それ自体は近世身分制の論理に適合的な活動でありながら、結果として地域内の身分秩序を動揺・解体させていく。本稿は、「黒田の人々はなぜ山国隊に参加しなかったのか」という観点から、維新时期における丹波国内の一地域の身分をめぐる動向を追つたものにすぎないが、近世身分制の解体過程が都市内の動向の中でしか検討されていない現在の研究状況<sup>26)</sup>を鑑みた時、「村における近世身分制の解体」を論じることの意義は、決して小さくないであろう。機会を改めてまた論じたい。

### 註

(1) 念のため各村の参加者数を示しておく、下十三名・鳥居十二名・塔十一名・辻十二名・比賀江三名・中江六名・大野八名・井戸二名・小塩六名・弓削二名である。この数字は、藤野斎著／仲村研・宇佐美英機編『征東日誌』（国書刊行会、一九八〇年）二五四～二五六頁所収の表に基づく。

(2) 同『丹波山国隊史』（山国護国神社、一九六六年）四八四頁。

- (3) 同「山国農兵隊成立前史」(前掲『征東日誌』所収。二五七～三二二頁)三〇九頁。
- (4) 「上黒田春日神社文書」C—二四—一八。傍線は筆者による。以下、同じ。なお、この史料は、北桑田郡社会教育協会編『京都府北桑田郡誌 近代編』(北桑田郡社会教育協会、一九五六年)三八頁、野田只夫編『丹波国黒田村史料』(黒田自治会村誌編纂委員会、一九六六年)四五～四六頁(史料番号四七)にも採録されている。
- (5) この点については、さしあたり拙稿「近世畿内・近国社会と天皇・朝廷権威」(『歴史学研究』九七六、二〇一八年)参照のこと。なお、「名主」身分の問題については、来年度中に高志書院より刊行予定の山国荘調査団成果論集中で改めて論じる予定である。
- (6) 「井本正成家文書」五一～二七五。
- (7) 「上黒田春日神社文書」C—二—一十。なお、これと同内容の別史料が前掲『丹波国黒田村史料』四六頁(史料番号四八)に採録されている。
- (8) 寛政五年(一七九三)七月に宮村・下黒田村で作成された「禁裏様御料網株名主書上帳」(「井本正成家文書」五一～二一三)という文書の中に、「右株之もの共、苗子平日相名乗り候義決而無御座候得共、右家筋之義ハ前々々神事帯刀仕来り、元禄年中、宝暦年中ニ鳥居・塔・井戸三ヶ村ハ網株名前苗字共相認差上・・」とある。なお、山崎圭「近世の名主仲間と鮎漁・網株・鮎献上」(坂田聡編『禁裏領山国荘』高志書院、二〇〇九年、所収。三四九～三七六頁)も参照のこと。
- (9) 「上黒田春日神社文書」C—二—二一。傍線番号は筆者による。以下、同じ。
- (10) 旧京都代官所のことを指すものと思われる。京都代官小堀数馬は慶応四年一月以前に新政府へ帰順し、同九月に千本通り沿いにある京都代官所を吉川駿河守に譲渡した(『太政類典』第一編・慶応三年～明治四年・第三四四卷・儀制・朝拜宴会二・諸儀式一。『太政類典草稿』第一編・慶応三年～明治四年・第二四四卷・民法・財産一)。
- (11) 「上黒田春日神社文書」C—二—一三。

- (12) 「上黒田春日神社文書」C—二—二二。
- (13) 「上黒田春日神社文書」C—二—一七。
- (14) この点については、坂田聡・吉岡拓「民衆と天皇」(高志書院、二〇一四年)第六章「幕末の動乱と民衆の葛藤」(二一〇～二二八頁)参照。
- (15) 「上黒田春日神社文書」A—C—一七。
- (16) 前掲『京都府北桑田郡誌 近代編』七三頁所載の第三五表。
- (17) 前掲『征東日誌』十一頁。
- (18) 蘭部寿樹「村落内身分の地域分布と開発」(坂田聡編『禁裏領山国荘』高志書院、二〇〇九年、所収(三九～一八四頁)。のち、一部改訂し同『中世村落と名主座の研究』(高志書院、二〇一二年)に採録。
- (19) 蘭部寿樹「日本の村と宮座」(高志書院、二〇一〇年)七八頁。
- (20) 同右、八五頁。
- (21) 「井本正成家文書」五一～二一七。
- (22) 以上、前掲拙稿「近世畿内・近国社会と天皇・朝廷権威」。
- (23) 「吉田晴吉家文書」二六七。
- (24) 「吉田晴吉家文書」二七九。
- (25) 小泉雅弘「吉田御師「蒼龍隊」の戊辰戦争」(明治維新史学会編『明治維新と文化』吉川弘文館、二〇〇五年、所収)。
- (26) 横山百合子「明治維新と近世身分制の解体」(山川出版社、二〇〇五年)。

《付記》

本稿は、二〇一九年十一月十七日に京都市右京区京北周山町(於京都市右京区役所京北出張所)で行った、山国荘調査団の調査成果説明会で報告した内容を基に成稿したものである。当日は一〇〇名を超える方々に「参集いただいた。記して感謝申し上げます」。

なお、本稿で用いた「井本正成家文書」「上黒田春日神社文書」「吉田晴吉家文書」の閲覧を希望される方は、山国荘調査団(<http://yamaguni.blogspot.com/>)「[kyou](mailto:kyou@yamaguni.blogspot.com)」連絡いただきました。